

# 平成27年度 第2回習志野市障がい者地域共生協議会会議録

日時 平成27年8月25日(火)  
午後2時00分から4時00分  
場所 サンロード6階 大会議室

出席者 委員20名 事務局7名  
(委員)

福田弘子、喜田敬子、松井秀明、豊嶋美枝子、森田美恵子、八尋信一、高橋大悟、大坪美智江、松尾公平、武井剛、平和広、野手利浩、内海明雄、窪田正樹、畠山潤、八田福子、古田修一、内山澄子、館澤眞木子、米山馨（敬称略）

(事務局)

鶴岡拓人（同企画係係長）、屋代利津子（同支援係係長）、米倉富雄（同主査）橋詰信一郎（同主事）、岡田千佳（同主事）、平川惇（同主事）、林由香里（同主事補）

欠席者 委員10名

渡辺恵美子、相原由美子、奥井菜摘子、中神茂樹、石井英寿、梅田和男、臼田昌弘、武石厚司、岩田寛、北田順一（敬称略）

## 1. 開式の言葉

(松尾会長)

本日は、渡辺委員、相原委員、奥井委員、中神委員、石井委員、梅田委員、臼田委員、武石委員、岩田委員、北田委員より欠席のご連絡を頂いている。なお、出席は過半数を超えているのでこの会は成立となる。始めに事務局より資料の確認をお願いしたい。

～事務局による資料の説明～

(松尾会長)

本日は傍聴人が4名いるが予め承認をしているので入室して頂いている。

## 1. 各部会より会議報告及び協議

(松尾会長)

各部会からの活動報告と協議事項について、お願いしたい。

### 【相談支援部会：福田部会長】

相談支援部会は今年度、基幹相談支援センターのコーディネーターとして活動している。この時間はその他の活動を報告させて頂く。4、5月は基幹相談支援センターについて、6月23日には計画相談支援事業所が7月から2か所増えるとのことで集まる場を設けた。個別支援会議に関しては、8月に1ケース挙がってきた。検討した結果、計画相談支援事業所がもう一度確認をとり、再

度事例を挙げて頂く形をとった。前期から継続しているケースに関しては、旅人の木と玲光苑が調整を行ったことで、行動の幅が広がったり、サービスにつなげるところまで話ができている。以上。

#### 【児童部会：松井部会長】

児童部会はこれまで重症心身障害児の検討を行ってきた。5、6月に部会として出来ることを検討し、7月に市内の状況を把握するために習志野市健康福祉センターの小林氏をお招きして状況や保護者の悩み、要望などを教えて頂いた。そのような中で、疾患に対する不安、母親の介護負担、医療資源の不足、本人が入院中の兄弟に対する不安、就学に対しての不安を聞いた。市内にレスパイト施設が少ないことや短期入所施設がないことに対して、緊急時の対応に不安が残るのでそのような施設が出来ることを強く要望していると伺っている。この他に、親の交流のできる場が欲しいなどの意見も聞くことができた。児童部会で何が出来るか検討した結果、重症心身障害児の啓発について取り組みたいと考えている。今年度は社会資源開発・改善部会が取り組んでいる大久保ふくしまつり、ふくしふれあいまつり、啓発講座にて啓発を行いたい。障害福祉サービス事業所でも重症心身障害児との接点がなかなか無いので、一般の方はより接点がないと思っている。そのため、市民の方に興味を持ってもらえるように掲示をしていきたい。社会資源開発・改善部会でも特別支援学校の通学バスのルートを開示することなので、それとはまた別に開示できるようにしたい。

昨年度部会で教育関係者に向けたチラシを作成した。配布を資源マップと一緒にやった。教育委員会、校長会、園長会に配布をしている。また、無認可保育所への持参配布もすべて完了した。今年度が初めての配布であったため、障害福祉サービスの周知はまだまだなされていないと思う。また、相談支援事業所が計画だけでなく、一般の相談にどれほど解決してもらえるのか疑問を持つ方もいると聞いた。今後は相談支援事業所からの意見も伺い、多方面からの相談の実績を調査したうえで、来年度に教育機関と連携できることを検討していきたい。以上。

#### 【就労支援部会：武井部会長】

今年度、就労支援部会は地域資源の抽出と課題の把握、施策の実施状況の確認・検証、地域とのつながり作り及び広報啓発といった4つのテーマをもって活動している。

始めの地域資源の抽出と課題の把握では、8月17日に京成大久保駅前今年の3月にできた就労継続支援A型事業所の「ヒカリエ」に見学に行った。現在、定員20名のところに17名の利用者があり、開所から今日まで退所された方は1名だけということだった。精神障がいの方が多く、内職という形で活動を行っていた。最賃を800円支払っているが、課題としては内職系の作業が多くてなかなか収益が上がらない、ということで福祉事業会計の方から工賃に回しざるをえないということだった。また、生活面の把握が難しく、生活面で課題のある方の支援をできれば相談支援事業所をお願いしたいという話も出ていた。

2つ目のテーマの施策の実施の部分では、優先調達推進法に関して昨年度の調達実績の把握と今年度の調達目標の策定に対して意見出しを行った。障がい福祉課より各部署へ照会をかけた結果で350万円という目標を立てた。市役所内から優先調達を増やして頂けるように昨年度に引き続き各課に向けた障害福祉サービス事業所からの説明会を10月26日(火)午後1時30分から行う。就労支援部会と障がい福祉課の何名でプロジェクトチームを作って準備をしている。

3つ目のテーマの地域とのつながり作りの部分では、商工会議所や商店街連合会を通じて地域の商店街等に就労支援部会の活動や「ならたく」の広報活動等を今後半年かけて行っていきたい。

最後の広報啓発の部分では本日配布した「ならたく」vol.7を8月に発行することができた。8月号では福祉施設を中心に地域で働いている方を取り上げている。vol.8については、10月に発行予定で、現在テーマを検討しているところである。以上。

(松尾会長)

「ならたく」は野手委員が所属しておられる商工会議所の広報誌を発送の際に同封して頂いており、商工会議所に加盟している企業の手元へ届いている状況である。今回の掲載内容に反響があり、緑地管理の依頼などにつながるなどの成果が出ている。

チャレンジドオフィスについて、報告させて頂く。総務部人事課が管轄しており、知的障がいの方2名と精神障がいの方が2名雇用され、仮庁舎2階で業務にあたっている。今回、この協議会の会場の設営も行った。3年後の一般就労を目指しており、私達がバックアップをさせて頂いており、3年後に向けた個別支援計画や1年以内に職場実習を目指すための職場開拓を進めている。皆様も時間がある時には是非顔をのぞかせて頂ければよいと思う。

【権利擁護・広報啓発部会：畠山部会長】

8月に第5回の部会が終わっている。内容としては、資源マップの作成・ふれあいまつりの参加・啓発講座・今年度から地域共生協議会についての広報啓発を行うべく、パンフレット作りの全部で4つことを行っている。資源マップについては、市内障害福祉サービス事業所にアンケートを取り、打ち込みを終了している。校正については、再度照会をする。この場にいる事業所の方は、この後修正箇所があれば教えて頂きたい。回答は9月4日に締め切り、9月17日の運営会議にて最終的な確認をしたい。ふれあいまつりに関しては、開催日が11月7日(土)、場所がイオンモール津田沼で決定した。次回の打ち合わせが9月20日(日)となっている。今年度は各部会から1、2名の手伝いをお願いしたい。内容としては来場された方に対して協議会の啓発や資源マップの配布を一緒にして頂きたい。啓発講座は開催日が12月6日(日)、大久保公民館2階の市民ホールで開催予定である。内容は音楽、講演、パネルディスカッションを考えている。講演の内容については差別解消法について、淑徳大学にお願いしている。また、現在各施設へパネルの展示や販売についてのアンケートを実施中で、アンケートの締め切りは9月11日を予定している。4点目の協議会についてのパンフレット作りは資源マップの表紙を流用したいと考えている。早急に作成をしていきたい。以上。

(森田委員)

パネル展示についてはどれくらいの事業所を予定しているか。また、1事業所あたりの面積はどのくらいになるのか。

(畠山部会長)

昨年度の様子と現在行っているアンケートの様子で検討していくが、黒板ほどの大きさを想像して頂ければよいと思う。

(松井委員)

資源マップについて、8月に開設されたところは記載して頂けたようだが、今後増えた時を考えたうえで、「何年何月現在」という記載があった方が良いのではないか。

(畠山部会長)

どこかに記載をしたいと思う。

(松尾会長)

本来であれば6月に原稿の締め切りがあったが今回に限って8月の情報も入れて頂いている。今後のこともあると思うので是非入れて頂けると良いと思う。

(高橋委員)

資源マップについて、学校の欄で通級の教室がいくつか増えているので記載をして頂きたい。向山小学校はことばと情緒の学級が増えている。大久保東小学校はLD・ADHD等と情緒の学級が増えている。また、福祉のしおりと資源マップの整合性がないので整合させた方が良いと思う。特別支援学校については、どのような基準で記載しているのか。

(松尾会長)

資源マップが出来た当時の作成段階では、当時習志野市の方が通学していた学校を記載していたと思う。

(高橋委員)

そうすると我孫子清新特別支援学校も入ると思う。

(松尾会長)

記載する学校については事務局と再度協議したいと思う。

啓発講座について、事業所向けの通知で私も初めて内容を知ったが、当事者の方の話を聞くという内容があったと思う。その辺りの詳細を事務局から説明して頂きたい。

(事務局)

今回の啓発講座は差別解消法をテーマにするということで、当事者の方や当事者に関わる方の実際の話をお話しして頂いた方が良いだろうということで事業所に協力の照会をしている。

(松尾会長)

照会については習志野市の事業所に向けて行っているのか。

(事務局)

事業所と関係団体に文書を送付している。

(松尾会長)

現在、協力をして頂けると回答している事業所はあるのか。

(事務局)

先程部会長より4件の回答があるとお話頂いたが、その内2団体から参加を検討したいとの返答を頂いている。参加検討の回答は、あかね園とあすかケアホームから頂いている。あすかケアホームからは、民生委員などの地域と連携取れるような場が欲しいとのことだった。

(松尾会長)

当事者が出ることは非常に良いことだと思うが、色々下準備が必要だと思うので早めに出演者や内容を決めて頂きたい。早めに声をかけて頂ければ協議会の委員にも協力して頂きたいと思う。

#### 【社会資源開発・改善部会：内山部会長】

2年前に船橋特別支援学校に通う児童の母親より自立支援協議会に対して、通学バスの近くに違法駐車がたくさんあり、送迎の車が止められなくて困っているとの連絡があった。学校の先生と協力しながら様々なアプローチをしてきたが結果的には改善できていない形となってしまった。部会の中で地域の方に障がいをもった児童がいることや、バス停があることを知ってもらうことが大事

だということで社会福祉協議会の16支部の中の大久保支部にバス停があったので相談した。すると、支部長より「困ったときにアプローチをかけるのではなく、普段の日常から接点を持った方がよい」とご提案があった。その際に支部長より大久保福祉ふれあい祭りに参加してみたらどうかとお誘いして頂いたことにより、今回の参加をすることとなった。10月24日(土)の9時に現地へ集合する。10時から4時までがまつりの開催時間であり、目的としては、1つ目に新栄十字路付近に特別支援学校のバス停があることを地域の方に知ってもらうと共に、利用する児童と地域の方が知り合うきっかけとする。2つ目は地域の障害福祉サービス事業所を知ってもらうと共に使用している方と触れ合う機会とする。3つ目が地域共生協議会を知って頂くこととしている。また、重症心身障害児の日常の生活を知って頂く機会とすることを4つ目の目的としている。方法としては2m四方のブースを貸して頂き、貝殻公園にブースを設置する。

1つ目と2つ目に関しては、新栄十字路付近のバス停の位置を把握し、地図にバス停の位置と通学様子の写真や地域の障害福祉サービス事業所の位置を掲示していく。GHについては、掲示したくない事業所もあるため検討していきたい。その他に事業所のパンフレットや事業所向けにまつりの案内をしていく。3つ目の地域共生協議会の周知については掲示とチラシを配布し、4つ目の重度心身障害児の生活については、当事者の生活の写真などを掲示する。

また、このまつりは毎年東邦大学のボランティア部が参加していたが今回は日大のボランティア部となった。そのため、東邦大学のボランティア部に手伝って頂きたいと考えたが夏休みということもあり連絡が取れていない。しかし、今後のならとも活動を一緒に行っていけたら良いと考えている。

今回我々で行うブースはバザーなどではなく、なかなか足を止めてもらえないと思うので、おりがみの駒を置くなどをして集客をしようと考えている。

バス停問題については更なるアプローチがなかなかかけられなかったが、県の交通安全推進隊というボランティアについて米山委員より報告させて頂きたい。

(米山委員)

交通安全推進隊は千葉県交通安全条例に定められているもので、平成13年以降施行されたものだが、県民の一人一人の積極的な参加で交通安全に関心を持ったボランティアが日常的に交通安全活動を実践する組織として平成14年から募集がされている。現在は519グループで、県内で3905名の方が通学路などで活動をしている。今年の5月末まで募集をしていたが、次の募集が3年後とのことだったため、急遽、松尾会長に許可を頂き部会の5名で登録をしている。9月1日からの活動としており、年間の活動計画は9月末までに提出予定だが、主に12月と3月に活動を予定している。ボランティア保険は県で加入し、黄色い帽子と登録証が支給される。今後の活動についても部会で検討し、報告をしたい。以上。

(内山部会長)

この黄色い帽子を被ってまつりに参加したいと考えている。本来は学区を指定して活動しなければならないが、事情を説明したところ、活動範囲は市内全域の特別支援学校のバス停として頂いている。今後は市民や事業所などからお願いをしながら活動をしていきたい。

大久保ふくしまつりで1点補足だが、まつりでは相談コーナーが設けられており、ならともの方で相談に乗っていきたいと思っている。名札などの作成はしてあるので、相談ブース以外で相談をされても是非、相談に乗って頂きたいと思う。ご協力の程、よろしくお願ひしたい。以上。

(松尾会長)

何か質問等あるか。

(松井委員)

児童部会においても重度心身障害児の一般への周知について検討をしているところだが大久保ふくしまつりではどのような協力をすればよいか。

(内山部会長)

机の前部分に垂らす形になるので、権利擁護・広報啓発部会と横幅を分ける形で考えて頂きたい。詳細については今後相談をしていきたい。

(高橋委員)

大久保東小学校の通級指導教室の紹介の件だが、通級指導教室の中には自身で障がいと認めていない方もいる。通級＝障がいという考えではない方もいる中で、どこまで大々的に広げていいかわからない部分もあるので検討していきたい。

また、他の学校についても通級指導教室など他分野の教室があるので、小学校の中に普通の教室と通級指導教室もあるなど通級指導教室だけに定めない方が良くとも思う。学校の範囲はどの辺りを考えているか。

(内山部会長)

社会福祉協議会に確認をしたところ、大久保、本大久保、泉、新栄辺りが該当の場所であるとのことだった。

(高橋委員)

本大久保にお住まいの方で屋敷小学校に通学されている方もいるので学校の紹介の一角で紹介した方がやわらかいと思う。

(八尋委員)

学校のパンフレットというものはなく、学校要覧という少し硬めな内容のものしかない。ただし、学校紹介の掲示物ならあるのでそれで良ければ掲示することは可能である。

(内山部会長)

掲示物のスペースがあるので再度検討し、ご連絡する。

## 2. 委員の取組みについて(習志野商工会議所 野手委員)

福田副会長からの申し出により議題の順番を入れ替えることとなった。

(野手委員)

商工会議所の組織と運営について、説明したい、現在、市内には4267事業所があるが、その内の1884事業所が会員となっている。組織率が約4割ということだが、習志野の特徴は非常に出入りが激しく、約100名の方が出入りをしており、少しずつ会員数も減少している。退会理由は廃業や市外への転出が多く、少子高齢化で経営者が高齢になり後継者の方もいないというのが現状である。

商工会議所の組織は4つに分かれており、商業部会・工業部会・サービス業部会・建設業部会と3つの委員会で構成されている。商業部会の事業活動は、商店街の集客活動や個々の店での特色を生かし販売促進の提案や指導、先進市の視察などを行っている。工業部会では毎年工場見学会を開催している。主旨としては各工場の手の内を見せられる範囲で見せてもらっている。去年は竹中工務店に見学に行き機械の管理体制について伺った。また、女性の積極的な活用を行っているアシザ

ワ・ファインテックにも伺い、生産現場での女性の活動内容を伺った。その他にも視察研修会や展示会への出展の支援を行っている。サービス業部会はビジネス商談会を近隣の商工会議所と合同に行っている。また、銀行関係がサービス業部会に入っており、相続税の基礎控除額が大きく引き下がるなど、本来相続税のかからない人々が今後はかかってくるということで相続税に関するセミナーを開いた。建設業部会は、意見交換会や習志野市公共施設再生計画についての研修などを行った。青年部は48歳以下の若手の後継者の方々、女性会は女性が活動の主役となっている。女性会ではチャリティダンスパーティーを二十数年間毎年、活動しており、その収益金を社会福祉活動に充てている。

会員企業の支援では大きく地域支援と経営支援の2つの柱で活動している。これまで話した内容は地域支援となっており、これからお話する内容は経営者に対する経営支援となっている。様々な活動を行う中で、金融支援は市の融資以外に国の背策ということで日本政策金融公庫が中小企業向けに無担保、無保証、今日現在だと1.25%の固定金利で融資を行うなどかなりの低金利で行っているのは是非紹介して頂きたい。また、経営セミナーを11回、延べ366名の参加の中、経営基盤の強化や財務体質強化などを内容として行った。その他に個別相談や販売促進支援を行っている。

地域特性と潜在力発揮では産学官連携プラットフォームを行っている。この事業は市内に物づくり系の大学の3つと連携し、マッチング支援や技術相談会を重点的に行った。また、ロボット関連の事業も毎年行っている。地域特性の2つ目として、市内の事業所の減少を抑えるために創業のまち習志野として何年も前から創業塾を開催している。この中で「ハッピー福祉塾」を昨年開催した。武井委員にもご協力頂いた事業であり、福祉関係の事業を創業したい方向けに開催している。今年度も11月より開催するので興味がある方はご参加頂きたい。

商工会議所の機能・行動強化としては、1つ目に会員交流会などの活動を行っており、年に1度著名な方をお招きし、経済講演会を行った後に交流会を行っている。また、2つ目には毎年100名を超える申し込みがある婚活事業を開催している。昨年は109名の応募があり22組のカップルが成立している。3つ目に活性化チャレンジ支援として「津田沼ミラクル2014」を開催している。企画が始まったきっかけとしては、ららぽーとの西館が増設されたことや幕張新都心のイオンのオープンなど近隣市の活性化の影響があったため、市内の店舗を知ってもらおうということでゆるきゃらを活用したスタンプラリーを開催した。市内を明るくしようということでイルミネーション支援の実施や商店街へ呼びかけを行い防犯カメラの設置を行った。街路灯についても国の補助事業を推進し、LED化を支援した。4つ目は、市内の歴史的資源が多くあることを活かし、オービックシーガルズの応援や、ソーセージ発祥の地としてアピールすべくドイツフェアの開催を行った。

最後に要望活動では、国・県・市へ要望活動や健康増進を心がけながら市内で事業を行いやすくなることを目指しながら事業を展開しているというのが現状である。今後も「ならたく」の送付以外にも積極的に参加していきたいと考えているので是非、お声かけ頂きたい。以上。

(松尾会長)

就労部会でも様々な点で協力して頂いており、福祉の観点からは出ないような発想も出して頂いている。会議室なども非常に低価格で貸して頂けるため、我々も活用させて頂いている。

### 3. 基幹相談支援センタープロジェクトについて

(福田副会長)

基幹相談支援センターについて、説明させて頂く。ただ今発表のあった野手委員の商工会議所のように事業所が問題を抱えた時に相談ができるようなところで、障がいにて化した場所が基幹相談支援センターと考えて頂ければよいと思う。商工会議所のような様々なまちの中心となっているよ

うな機関とも連携を図れば良いと思っている。本年の4月から基幹相談支援センターのプロジェクトを立ち上げた。基本的には運営会議の委員、市の職員、障がい福祉職員をメンバーとして相談支援部会がコーディネーターとして携わっている。基幹相談支援センターのイメージについては資料の2-1に記載している。総合的・専門的な相談を受ける場所であり、障がいに特化した場所である。相談を受ける窓口はたくさんあるが、様々な窓口をまとめる機関やライフステージをずっと見ていけるような事業所がなかったのでその部分を補うような所が基幹相談支援センターである。

基幹相談支援センターの設置に向け、現在ある各事業所に事業内容や活動内容、基幹相談支援センターに向けて希望することを伺っている。皆様をお願いしたいことは習志野市の基幹相談支援センターはどのようなものが望ましいか部会ごとに検討して頂きたいと思う。不明な点など、この場でご質問頂ければと思う。以上。

(松尾会長)

質問等何かあるか。

基幹相談支援センタープロジェクトについては、地域共生協議会としても提言として挙げており、平成29年に予算獲得に向け、検討をしている。プロジェクトとして別チームを作っていることもあり、年度内には協議会として意見をまとめたうえで再び意見出しをしていきたいと思っている。

については、様々な分野からこの協議会に参加して頂いていると思うが、部会ごとに意見をまとめてもらい協議会として意見を出したいと思うので、興味を持って頂き、意見を出して頂ければと思う。

#### 4. (仮称)習志野市手話や点字等の利用をすすめて、障がいのある人もない人も絆を深め、互いに心をかよわせるまちづくり条例(案)に係るパブリックコメントの実施について

(事務局)

資料4をご覧頂きたい。条例の概要となっている。この条例の背景としては、障がい者の権利に関する条例が平成26年2月に発行されたがその条例の中に「言語とは音声言語及び手話、その他の形態なき言語をいう」ということと「障がい者が表現及び意見の自由が確保できるように情報及び考えを求め、伝えることができるようにするための措置を講ずるべき」と規定されている。平成23年8月には障害者基本法が改正され、手話の言語性が明文化されたことと、障がい者の情報取得の機会拡大が規定されている。来年の4月からは障害を理由とした差別解消の推進に関する法律が施行されるが、その中で社会的障壁の除去について必要かつ合理的な配慮をしなければならないとされている。このような条例に基づき、(仮称)習志野市手話、点字等の利用をすすめて、障がいのある人もない人も絆を深め、互いに心をかよわせるまちづくり条例(案)を作成した。名前が長いこともあり、パブリックコメントを8月20日から9月11日まで実施する。この資料については、公民館、コミュニティ、男女共同参画センターなどで閲覧ができる。また、資料等はホームページや障がい福祉課、情報公開コーナーで配布をしている。この条例について皆様からご意見を頂くことや通称名の募集を行いたい。制度などの背景もあるが、東日本大震災の際に障がい者の方が情報取得やコミュニケーションが図ることが困難で避難時に的確な行動がとれなかったり、大変不安な思いをしたりした実情があった。2、3年前に台風の災害があった際にも駅のアナウンスが聞き取れず、交通情報がわからずに市役所まで聞きにきたという実情もあった。このような中で障がい者の情報の取得や、コミュニケーションをとれるような環境整備をすることが必要だということとでこの条例を検討した。

この条例の主旨は、1つ目が身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がいの方々など、全ての障がいの方々地域で不自由なく情報の取得、利用やコミュニケーションが図れるように、それぞれの障がいを理解すると同時に個々の障がいにあった情報コミュニケーションの保証を推進



していくことを務めるということ。2つ目が、手話がろう者にとって日常的な言語であるので、音声言語（日本語）と対等な言語であるということの理解を促進するということや、手話が普及する環境の整備を行い、手話が自由に利用できるように努めるということ。この2つの主旨をもって条例（案）を策定した。

概要を見て頂くと、基本理念の中に「障がい者の基本的人権の尊重と擁護に当たり、障がい者の情報保障及びコミュニケーションの重要性を認めること」「手話が言語であるという認識を広め、ろう者が手話を利用する機会を保障すること」「障がいのある人もない人も互いに人格と個性を尊重し、協働すること」ということが謳われている。更に、市の責務、市民の責務、市民活動団体及び事業者の責務があり、目的として「障がいの有無にかかわらず、全ての市民が、互いに人格と個性を尊重し、支え合いながら生きる社会の実現」、そして最後に施策が記載されている。

この条例（案）を策定するに当たり、障がい者団体、条例策定協議会でご意見を頂き、障がい福祉課においても検討を重ねて条例（案）が完成した。

この条例案に是非、ご意見を頂きたいと思うのでよろしくお願ひしたい。以上。

（松尾会長）

質問等何かあるか。

（内山委員）

権利条約ができたのでこの条例ができたということか。私が学生時代には、ろう学校では手話は使ってはいけないとされていた。言語として認められたということは、これから先は学校でも聴覚障がい児童は手話を学ぶことができるのか。

（事務局）

条例ができたということもあるが、昨年度に手話言語法を作りたいので全国で各市町村へ請願や陳情が出されるなど、教育や地域の中で手話を自由に使えるようにしてほしいという活動があった。

条例は3年前に鳥取県で初めて作られ、現在は16、7の市町村で条例ができています。そのような流れの中で全ての障がいについて考えることでこの条例を策定している。

手話については10年ほど前に手話を学校でも使って良いと文部科学省から通知があり、使用はしているが教育の1つとして教育を受けてはいない。そのため、ろう者の方々は手話言語法を策定し、教育を受けられるように活動をしている。

（内山委員）

コミュニケーションとしては使用してよいが授業の中で先生が使用はしないということか。

（事務局）

先生は手話を教えるが、健常者の国語のように単元をもって指導はされていない。

（内山委員）

基本理念のところで「ろう者が手話を利用する機会を保障すること」とあるが、学校の教育の中ではできないが市としては施策の9条のように学ぶ機会を作るということか。

また、市民が手話を使えるということが大事だと思うのだが、市民の責務のところに手話を学ぶように努めると記載があったほうが良いのではないかと思った。

（事務局）

承知しました。

(松尾会長)

この委員会については私も参加したが3か月に3回という非常に濃密な会議を行った。各障がいの団体も出席していた。条例では手話や点字がクローズアップされているが、あくまで障がいのある人のコミュニケーションの保証のための条例であって、一つのきっかけづくりなので、是非手話や点字だけと捉えずに、共生社会の実現のため、この取り組みを広げていきたいと思うのでご意見等頂ければと思う。協議会としても条例をきっかけとして様々な検討ができれば良いと思うのでよろしくお願ひしたい。

## 5. その他

(松尾会長)

委員から他に連絡事項や報告事項等あるか。

(福田副会長)

困難事例だが、1つ挙げて頂いたが、簡単で良いので是非挙げて頂きたい。

(森田委員)

6月30日に八千代の医療センターで、習志野保健福祉センター主催の主に小児慢性や気管切開をした児童に対しての療育について、まめの木が講師として福祉系スタッフや大学の学生などを対象としたイベントがあった。病院の医師など、病院で治療や指導はしているが、日常生活や何を好んでどこを伸ばせば良いのか等、在宅が必要だと思ってもらえるような機会があった。習志野の保健所は今後も障がい別でイベントを作っていくようなので、是非見学に行ってもらえばと思う。以上。

(内山委員)

福祉事業者や本人の権利を守るためにマイナンバー制度の研修を受けたいと思うのだがどこで研修を受ければよいか情報を持っている方はいらっしゃるか。

(豊嶋委員)

コピー機のメーカーや経理ソフトの会社が研修をしているので行っているが、9月ごろからマイナンバーが発行されるので利用者に保管を促すところから指導して、12月に配布されたものを回収しなければならないなど不安が多いので他の方がどのようにしているのか伺いたい。

(松尾会長)

私どもの会社ではコンサルを入れているが実際には10月にマイナンバーが発行されるということになり、まず従業員のマイナンバーの管理をしなければならないので就業規則の見直しや管理の仕方を変えることが1つと、マイナンバーと個人が特定されないように別々に管理することが求められると思うので、別々のパソコンで管理する。市販のウイルスソフトでは40%ほどしか管理ができないので、97%まで高める別の機械をリースで入れることで強化を行う予定である。また、一般企業の説明会では、マイナンバー管理のために別の部屋を用意して誰からも見られない環境で操作をするところもあると聞いている。必要最低限の管理は必要であると感じている。

事務局から何か連絡事項はあるか。

(事務局)

ご協力を頂いた、第3期障がい者基本計画・第4期障がい福祉計画の改定版が完成したので各部署を通じて配布をさせて頂いた。まだ、受け取っていない方については事務局の職員にご連絡いただきたい。

(松尾会長)

それでは第2回習志野市障がい者地域共生協議会を閉会とする。お疲れ様でした。

所管課

障がい福祉課

TEL : 047-453-9206

(内線 215)

FAX : 047-453-9309